

一般廃棄物収集運搬業に関する許可について

滝川市くらし支援課

滝川市では廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号以下「法という」。)第 7 条に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可について、次のとおり扱うこととしますので、お知らせします。

1 新規許可の原則停止

本市においては、法並びに滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例、同条例施行規則の要件を満たす一般廃棄物収集運搬業の許可申請については、これらを許可してきましたが、今後、新規の許可は原則認めないこととします。

2 新規許可の原則停止の理由

本市の一般廃棄物排出量は年間約 13,000 トンとなっております。一方、本市が許可している一般廃棄物収集運搬業の収集運搬能力は、中空知衛生施設組合の処理施設への運搬許可を除き、約 250,000 トンと推定され、排出量を大きく上回っております(表 1 参照)。市民の利便性のため、収集業者への新規許可を行ってきましたが、排出量は減少傾向にあります。

市には一般廃棄物の処理を行う責任があり、その業務を補う役割として、一般廃棄物収集運搬業を許可していますが、業者が増加し、競争が激化した場合、経営基盤の弱体化を招き、安定的な一般廃棄物の処理を確保できなくなる恐れがあります。

今回の措置は、新規の一般廃棄物収集運搬業の許可を制限し、本市のごみ発生量に応じた適正な処理体制への移行を図ろうとするものです。

なお、環境省通知(平成 26 年 10 月 8 日付け・環廃対発第 1410081 号)は、一般廃棄物の処理を許可業者に行わせる場合、適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保できるよう、業の許可の運用を行うことが重要である旨示しており、今回の取り扱い変更は、同通知を踏まえたものです。

3 制限の内容

原則として新規許可を認めません。ただし、次の場合を除きます。

- (1) 滝川市内で収集を行わずリサイクルンへの運搬のみの申請で、中空知衛生施設組合構成市町の収集運搬許可が発行されている場合(市町の委託業務で許可が不要な場合を含む)。
- (2) 既存個人許可事業者が法人化する場合、または、既存法人認可事業者が合併する場合、及び既存法人許可事業者が個人事業主となる場合、並びに個人事業主が事業の継承により事業主変更となる場合の申請。ただし、現に受けている許可の収集運搬能力を超えない範囲とする。
- (3) 公共事業の実施に伴い発生する、木くず、剪定枝、すきとりもの等に係る申請。

(表 1)

滝川市一般廃棄物収集運搬計画・実績

(単位：t)

		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
計画	家庭系	8,473	8,371	8,211	8,076	7,940	7,827	7,828	7,829
	事業系	4,950	4,934	4,917	4,900	4,883	4,883	4,867	4,850
	計	13,423	13,305	13,128	12,976	12,823	12,710	12,695	12,679
実績	家庭系	8,685	8,840						
	事業系	4,159	3,890						
	計	12,844	12,730						
許可業者運搬能力		244,712	247,855						

※許可業者運搬能力は、年度末における許可車両の最大積載量の合計に週5日、年52週を乗じ算出している。

(中空知衛生施設組合構成市町の運搬のみの許可を除く)